

土壌汚染の調査及び対策について

葛飾区内における土壌汚染対策については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく手続き及び土壌汚染対策法に基づく手続きがあります。

土壌汚染調査の契機と対象者

		対象者	契機	手続きの詳細
工場等廃止時	環境確保条例 第116条	有害物質取扱事業者 (※)	工場あるいは指定作業場を廃止し又は主要な部分の除却をしようとするとき	次頁 《パターン①》へ
	土壌汚染対策法 第3条	土地所有者等	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき	次々頁 《パターン④》へ
土地改変時	環境確保条例 第117条	土地改変者	3,000㎡以上の敷地内において ①土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 ②建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更をするとき	次頁 《パターン②》へ
	土壌汚染対策法 第4条	第4条第1項の届出: 土地の形質変更を行う者 第4条第2項の届出: 土地所有者等	形質変更しようとする面積が3,000㎡以上のとき	次々頁 《パターン⑤》へ
健康被害・地下水汚染	環境確保条例 第114条 第115条	有害物質取扱事業者 (※)	①土壌汚染により、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあるとき ②周辺で地下水の汚染が認められるとき	次頁 《パターン③》へ
	土壌汚染対策法 第5条	土地所有者等	土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めたとき	次々頁 《パターン⑥》へ

※条例上の工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取扱い又は取扱ったことがある者。
(注)塗りつぶし部分の手続きに関する窓口が葛飾区、それ以外の手続きに関しては東京都が窓口です。

《調査・対策の方法》

※環境確保条例に係る土壌汚染の調査や対策の方法等は、「東京都土壌汚染対策指針(平成27年告示第1829号)」に規定されています。

※法・条例の土壌調査は、指定調査機関に依頼してください。

指定調査機関一覧はこちら↓

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html> (環境省ホームページ内)

環境確保条例

平成13年10月1日施行

《パターン①》

有害物質取扱事業者

(第116条)

工場又は指定作業場を廃止したり、主要な部分を除去したりをするとき

土地所有者

土壤汚染状況調査の実施・報告

汚染土壌処理基準を超える場合

汚染拡散防止計画書の作成・提出

汚染拡散防止措置の実施

汚染拡散防止措置完了の届出

《パターン②》

土地改変者

(第117条)

3,000 m²以上の敷地内における土地の改変

地歴等調査・届出

汚染され、又は汚染されていると認められるとき

土壤汚染状況調査の実施・報告

汚染土壌処理基準を超える場合

汚染拡散防止計画書の作成・提出

汚染拡散防止措置の実施

汚染拡散防止措置完了の届出

《パターン③》

有害物質取扱事業者

(第114条)

土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき

汚染処理計画書の作成・提出

汚染土壌の処理の実施

処理完了の届出

(第115条)

地下水の汚染が認められる地域

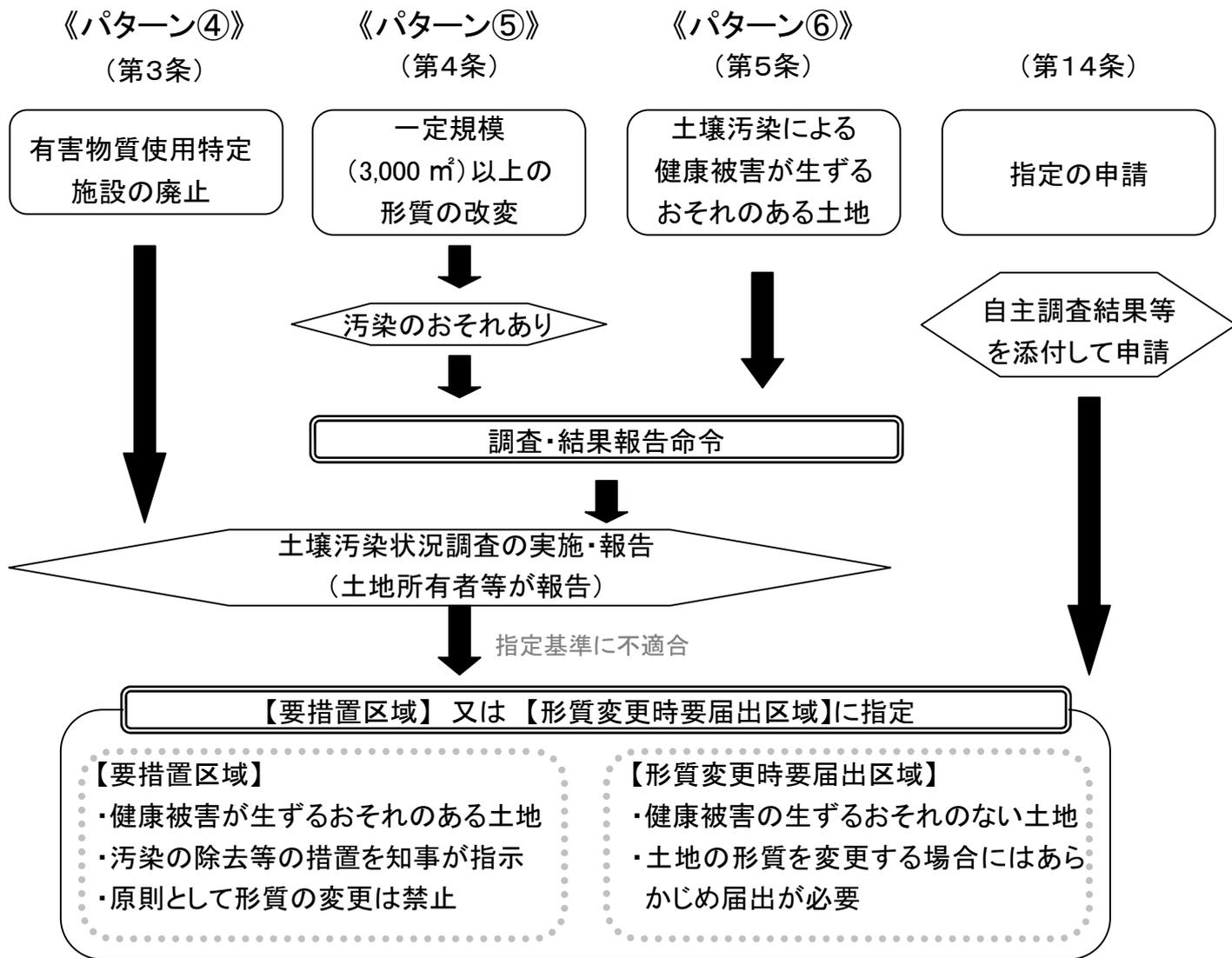
土壤汚染状況調査の実施・報告

汚染土壌処理基準を超える場合

記録の保管・承継(第118条)

土 壌 汚 染 対 策 法

平成15年2月15日施行
改正 平成22年4月 1日施行



《指定を受けた区域における手続等》

※汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

- 汚染の除去等の措置の指示(第7条)【要措置区域】

知事は、要措置区域を指定したときは、当該要措置区域内の土地の所有者又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します。

- 土地の形質の変更の届出(第12条)【形質変更時要届出区域】

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、着手の14日前までに、土地の形質の変更について知事に届出が必要です。

- 台帳(第15条)【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

知事は、要措置区域及び形質変更時要届出区域について、台帳を調整し閲覧に供します。
指定されている区域の一覧及び概要は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページでご覧いただけます。

- 汚染土壌の搬出時の届出(第16条)【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出しようとする者は、着手の14日前までに、搬出の計画について知事に届出が必要です。

《汚染土壌処理基準(環境確保条例)・指定基準(土壌汚染対策法)》

- ・土壌溶出量基準(単位:mg/L)・・・地下水等の摂取による健康影響の観点
- ・土壌含有量基準(単位:mg/kg)・・・土壌の直接摂取による健康影響の観点

第一種有害物質(12種類)		第二種有害物質(9種類)			第三種有害物質(6種類)	
有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)
トリクロロエチレン	0.03	カドミウム及びその化合物	0.01	150	有機燐化合物	不検出
テトラクロロエチレン	0.01	シアン化合物	不検出	50(遊離シアン)	アルキル水銀化合物	不検出
ジクロロメタン	0.02				ポリ塩化ビフェニル	不検出
四塩化炭素	0.002				チウラム	0.006
1,2-ジクロロエタン	0.004	鉛及びその化合物	0.01	150	シマジン	0.003
1,1-ジクロロエチレン	0.1	六価クロム化合物	0.05	250	チオベンカルブ	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	砒素及びその化合物	0.01	150		
1,1,1-トリクロロエタン	1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005	15		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	セレン及びその化合物	0.01	150		
1,3-ジクロロプロペン	0.002	ほう素及びその化合物	1	4000		
ベンゼン	0.01	ふっ素及びその化合物	0.8	4000		
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002					

(注)土壌汚染対策法では、「水銀及びその化合物」として、「アルキル水銀化合物」を含めて1つの物質としているため26種類となる。

※「トリクロロエチレン」は「トリクレン」、「テトラクロロエチレン」は「パークロ」、「1,1,1-トリクロロエタン」は「エタン」、「ポリ塩化ビフェニル」は「PCB」という名称で呼ばれることがあります。

《お問い合わせ先、受付窓口》

法令	お問い合わせ先・受付窓口
条例第114条、 第115条、 第117条、 土壌汚染対策法	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1(都庁第二本庁舎 8階北側) TEL 03-5388-3468(土壌汚染総合相談窓口)
条例第116条	葛飾区役所 環境部 環境課 規制調査係 〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1(葛飾区役所 4階 410番窓口) TEL 03-3695-1111(代表) 3525、3526(内線)

※土壌汚染対策指針、法・条例の届出様式、環境確保条例に基づく届出書の作成の手引き等は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページからダウンロードできます。

東京都の土壌汚染対策ホームページ

東京都 土壌汚染

検索 